

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成22年9月9日(2010.9.9)

【公表番号】特表2010-511568(P2010-511568A)

【公表日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【年通号数】公開・登録公報2010-015

【出願番号】特願2009-540222(P2009-540222)

【国際特許分類】

B 6 0 R 21/16 (2006.01)

【F I】

B 6 0 R 21/16

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月26日(2010.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1) 第一ポリオルガノシロキサン組成物の第一ビードをエアバッグ構成部品に適用し、

2) 第二ポリオルガノシロキサン組成物の第二ビードを当該エアバッグ構成部品または異なるエアバッグ構成部品に適用し、

3) 第一ポリオルガノシロキサン組成物と第二ポリオルガノシロキサン組成物とを二つのエアバッグ構成部品間で接触させて、

4) 該二つのエアバッグ構成部品を押さえ付けて少なくとも0.5mm厚の継ぎ目を形成することを含む方法であって、

該継ぎ目が第一組成物から作られた第一材料および第二組成物から作られた第二材料を含み；

第一材料がエアバッグ構成部品の内側方向に位置し、第二材料がエアバッグ構成部品の外側方向に位置し、および第一材料と第二材料が相互に接触し；これによりエアバッグで1個以上の継ぎ目を縫製の必要性を省略できる、ことを含む方法。

【請求項2】

前記第一材料および前記第二材料が硬さ、モジュラスまたはその両方で異なっている、請求項1の方法。

【請求項3】

前記エアバッグ構成部品が液状シリコーンラバーで被覆されている、請求項1の方法。

【請求項4】

さらに、第一組成物および第二組成物と適用する前に、接着促進剤をエアバッグ構成部品に塗布することを含む、請求項1の方法。

【請求項5】

請求項1から請求項4までのいずれか1項に記載の方法により製造されたエアバッグ。